

# 子どもを取り巻く状況

- 1 少子化の状況
- 2 少子化の要因
- 3 家庭の状況
- 4 就労の状況
- 5 子どもをめぐる問題
- 6 子育て支援対策への要望
- 7 少子化の影響

### 1 少子化の状況

### (1) 出生数と合計特殊出生率の推移

### ~愛媛県の出生数は、平成21年以降、毎年戦後最低を更新~

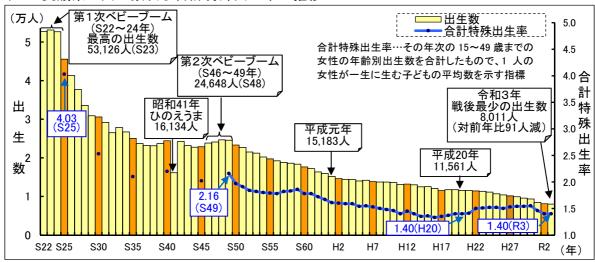
本県の出生数は、第2次ベビーブームの昭和 48 年(1973 年) に 24,648 人で したが、その後は徐々に減少傾向が続き、令和3年(2021 年) には 8,011 人と戦 後最低を更新しています。〔図1〕

### ~愛媛県の合計特殊出生率は、人口維持に必要な水準を下回る~

本県の合計特殊出生率が、人口維持に必要と言われる 2.07 を最後に上回ったのは、昭和 49 年(1974年)で、平成 16 年(2004年)には 1.33 と、統計開始以降過去最低の水準となりました。その後、しばらくは増加基調が続いたものの、令和元年(2019年)以降、再び減少に転じ、令和3年(2021年)には 1.40 となっています。〔図1〕

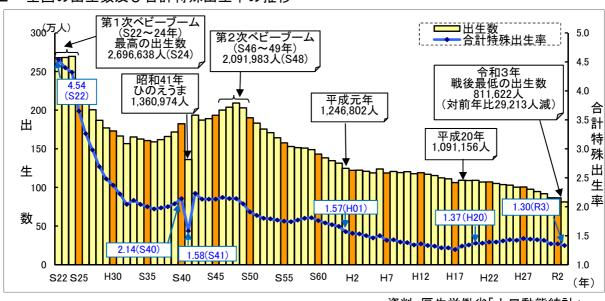
また、少子化は全国的にも進行しています。〔図2〕

### 図1 愛媛県の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

### 図2 全国の出生数及び合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

### (2) 総人口と人口構造の推移

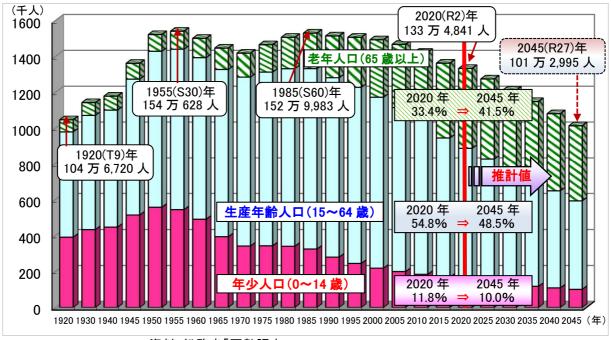
### ~愛媛県の総人口は、昭和60年(1985年)以降、減少傾向が続く~

本県の総人口は、昭和60年(1985年)に約153万人を数えましたが、その後は緩やかな下降曲線を描いており、令和2年(2020年)には、約133万人にまで減少しています。

今後もこの傾向は続き、令和 27 年(2045 年)には約 101 万人まで減少、特に年少及び生産年齢人口の割合が減少すると予想されています。〔図3〕

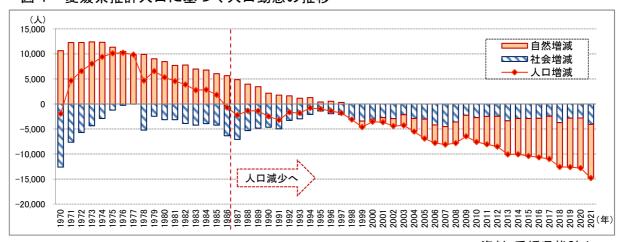
人口の減少には、死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他県への転出による社会 減も影響しています。〔図4〕

### 図3 愛媛県の総人口の推移と将来人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)



資料:総務省「国勢調査」 2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

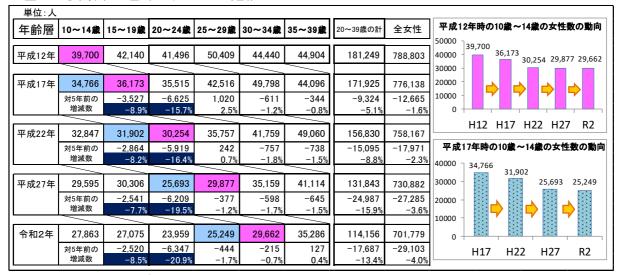
### 図4 愛媛県推計人口に基づく人口動態の推移



資料:愛媛県推計人口

なお、平成 12 年(2000年)以降の本県の出産期前後の女性人口は、以下のとおり 推移しています。〔図5〕

### 図5 愛媛県の若年女性人口の推移



高校卒業時等に約8%、大学卒業後の就職時等に約20%が県外へ流出

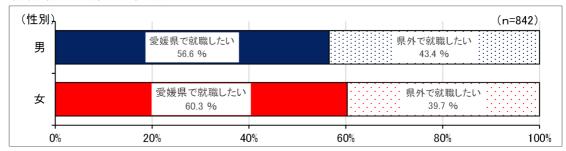
資料:総務省「国勢調査」

### TOPIX ~愛媛県の大学生等の意識調査(就職編)~

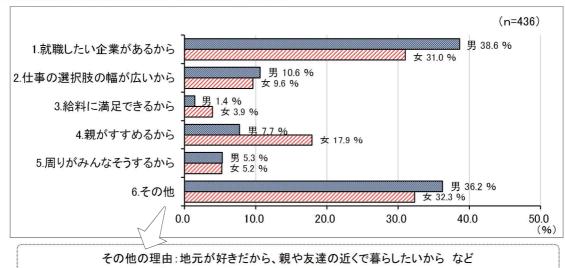
県では、平成 29 年度に、県内在住又は県出身の大学生等や入社1年目の新入社員1,098 人を対象に、結婚に影響を与える要因に関する意識調査を実施しました。

このうち、大学生等の就職希望について、愛媛県出身者の県内での就職希望は男性 56.6%、女性60.3%、県外での就職希望は男性43.4%、女性39.7%となっています。

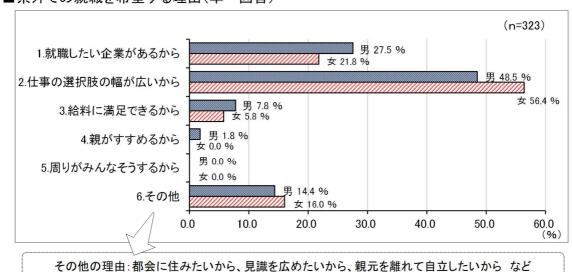
#### ■就職希望地(県内·県外)



### ■愛媛県での就職を希望する理由(単一回答)



### ■県外での就職を希望する理由(単一回答)



資料:「平成29年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

### 2 少子化の要因

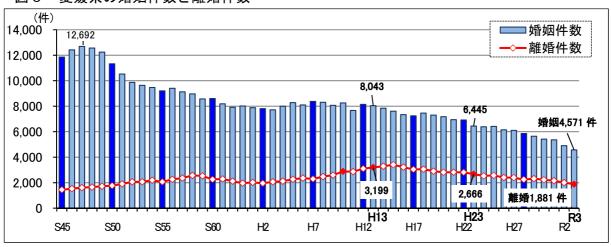
少子化は、未婚率の上昇(非婚化を含む)、平均初婚年齢の上昇(晩婚化)、晩産化、 夫婦出生力の低下、子育てや教育への経済的負担、子育てに対する負担感、若年女性人 口の減少など、様々な原因によることが指摘されています。

### (1) 婚姻と出産の状況

### ~愛媛県の婚姻件数は、徐々に減少~

令和3年(2021年)の本県の婚姻件数は、4,571件であり、婚姻率(人口1,000人当たりの婚姻件数)は3.5となっています。10年前に当たる平成23年(2011年)の6,445件と比較すると、10年間で29.1%の減少となっています。令和3年(2021年)の本県の離婚件数は、1,881件であり、平成23年(2011年)の2,666件と比較すると、10年間で29.4%の減少となっています。〔図6〕

### 図6 愛媛県の婚姻件数と離婚件数

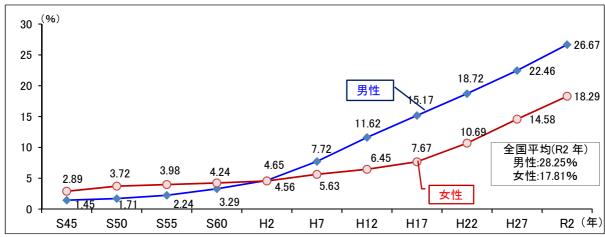


資料:厚生労働省「人口動態統計」

#### ~愛媛県の未婚割合は、男女ともに上昇(未婚化の進行)~

昭和45年(1970年)から平成2年(1990年)の、本県の50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合は男女ともに5%未満でしたが、以後、急上昇し、令和2年(2020年)には男性が26.67%、女性が18.29%となっており、男性の約4人に1人、女性の約6人に1人が未婚の状況です。なお、国の全国推計では、今後も上昇が続くことが予測されています。〔図7〕

#### 図7 愛媛県の50歳時の未婚割合

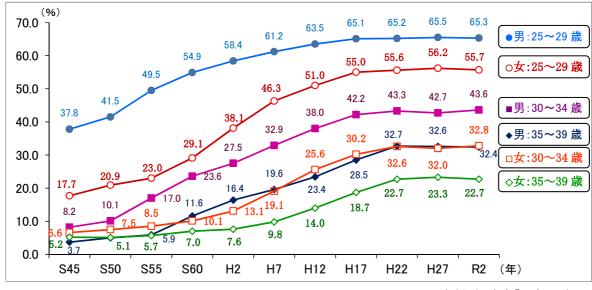


資料:国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2022 年版」

### ~愛媛県の性別・年代別未婚率は、25歳~34歳代で急上昇~

本県の性別・年代別の未婚率は、昭和 45 年以降、いずれも上昇傾向にあり、令和 2年(2020年)には、30 代前半で男性の約 4 割、女性の約 3 割が、30 代後半で も男性の約 3 割、女性の約 2 割が未婚者となっています。〔図8〕

### 図8 愛媛県の性別・年代別未婚率の推移



資料:総務省「国勢調査」

### ~愛媛県の平均初婚年齢は、高止まり傾向(晩婚化)~

本県の平均初婚年齢は昭和 45 年(1970年)以降、平成 26 年(2014年)まで 上昇傾向で、その後はわずかに増減しながら高止まり、令和3年(2021年)には男性が30.1歳、女性が29.0歳となっています。〔図9〕

### 図9 愛媛県の平均初婚年齢



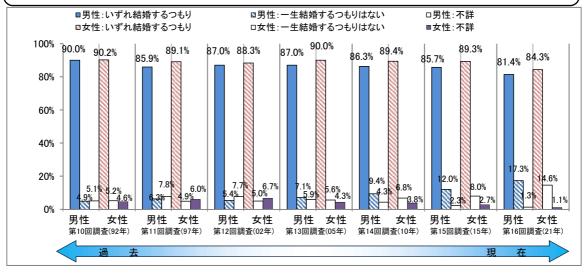
資料:厚生労働省「人口動態統計」

### ~独身者の結婚に対する意識は今も昔も変わらず~

18歳から34歳までの未婚の男女とも、約8割が「いずれ結婚するつもり」と回 答しており、結婚に対する意識の高さが認められるとともに、この傾向は 1992 年 (平成4年) の第10回調査からほとんど変化がありません。〔図10〕

### 図 10 独身者の結婚に対する意識(No.1)~ 2021 年全国調査から

対象者:全国の18歳~34歳の未婚の男性(2,033人)及び女性(2,053人) 設 問:自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。 1. いずれ結婚するつもり -生結婚するつもりはない 2. -



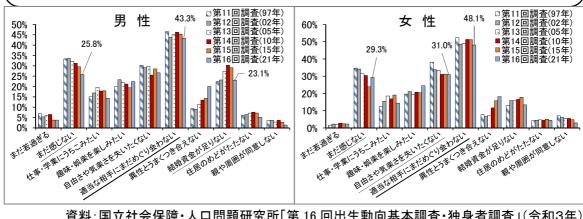
資料:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査・独身者調査」(令和3年)

### ~未婚者の結婚についての理想と現実とのギャップ~

25 歳から 34 歳までの未婚者に独身でいる理由を尋ねたところ、男女ともに「適 当な相手にめぐり合わない」という回答が最も多い結果となりました。また、男性は 「結婚資金が足りない」、女性は「自由さや気軽さを失いたくない」などの回答も多く なっています。結婚に対する意識は高いものの、出会いの場の減少に加え、雇用環境 やライフスタイルの変化などによって、結婚に対する理想と現実との間に大きなギャ ップが生まれています。〔図 11〕

#### 独身者の結婚に対する意識(No.2)~2021年全国調査から

年齢層: 25歳から34歳までの未婚の男性(1,031人)及び女性(932人) 問:あなたが現在独身でいる理由は、次の中から選ぶとすればどれですか。(最大3つまで選択可) 仕事や学業に打ち込みたい まだ若すぎる ・まだ必要性を感じない ・趣味や娯楽を楽しみたい ・自由さや気軽さを失いたくない ・適当な相手にめぐり合わない ・異性とうまくつきあえない ・結婚資金が足りない 住居のめどがたたない 親や周囲が同意しない

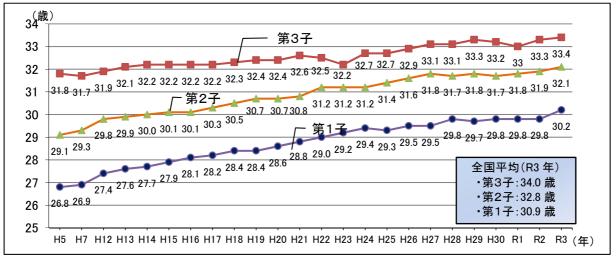


資料:国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査・独身者調査」(令和3年)

### ~愛媛県の平均出生時年齢は、上昇傾向(晩産化)~

本県の母親の平均出生時年齢は、初婚年齢の上昇に伴い、必然的に上昇しており、 令和3年(2021年)には、第1子の出生時年齢が30.2歳で、データが残っている 平成5年(1993年)の26.8歳と比較すると、3.4歳上昇し、晩産化しています。 〔図12〕

### 図 12 愛媛県の母親の平均出生時年齢の推移

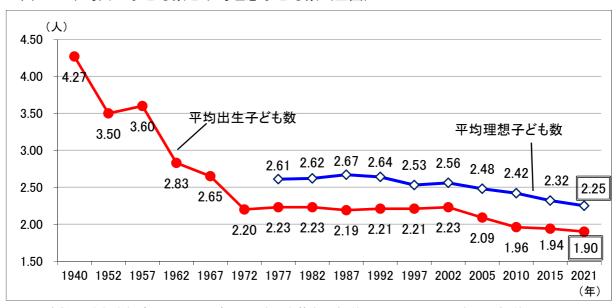


資料:厚生労働省「人口動態統計」

### ~出生子ども数は、理想の子ども数を下回る~

2021年(令和3年)の全国調査によると、平均出生子ども数は、平均理想の子ども数(2.25人)を0.35人下回っており、平均すれば、概ね3人に1人の割合で「もう1人」を望んでいることが窺えます。〔図 13〕

### 図 13 平均出生子ども数と平均理想子ども数 (全国)



資料:国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査(第10回~16回)、出生力調査(第1回~10回) 注1 全国の50歳未満の妻に対する調査。

注2 平均出生子ども数は、結婚持続期間 15~19 年の妻の出生子ども数の平均。

### ~理想の子ども数を持つことへの妨げは、経済面が最も大~

2021年(令和3年)の全国調査によると、女性が理想の子ども数を持とうとしない最も大きな理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっています。次いで、晩婚化を背景とする「高年齢で産むのはいやだから」、不妊を原因とする「欲しいけれどもできないから」などとなっています。〔図 14〕

#### 52.6 子育てや教育にお金がかかりすぎるから 40.4 高年齢で生むのはいやだから 23.9 欲しいけれどもできないから 23.0 これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから 17.4 健康上の理由から 15.8 自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから 11.5 夫の家事・育児への協力が得られないから 9.4 家が狭いから 8.9 夫が望まないから 8.2 自分や夫婦の生活を大切にしたいから 6.7 一番末の子が夫の定年退職までに成人してほしいから 5.0 子どもがのびのび育つ社会環境ではないから 70 10 20 30 40 50 60

図 14 女性が理想の子ども数を持とうとしない理由(全国)

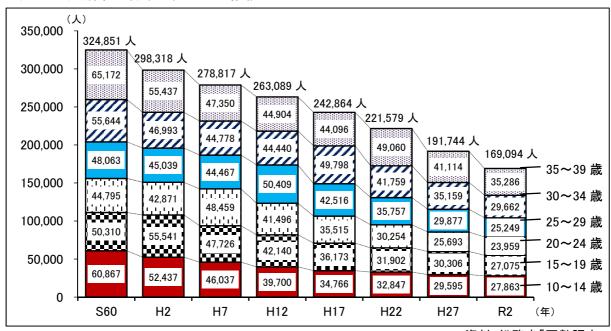
資料:国立社会保障・人口問題研究所(第16回出生動向基本調査(令和3年))

### (2) <u>若年女性の状況</u>

#### ~愛媛県の10歳から39歳までの女性の人口は、減少傾向~

本県の 10 歳から 39 歳までの女性の人口は昭和 60 年(1985 年) 以降減少傾向で、令和2年(2020年)は 169,094 人となり、20 年前の平成 12 年(2000年)の 263,089 人と比較すると、実数で 93,995 人、率にして 35.7%減少しています。〔図 15〕

### 図 15 愛媛県の若年女性人口の推移



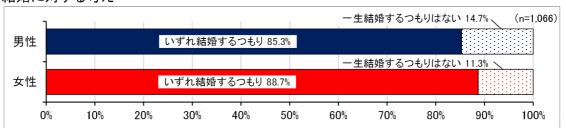
資料:総務省「国勢調査」

### TOPIX ~ ~愛媛県の大学生等の意識調査(結婚・仕事・子育て編)~

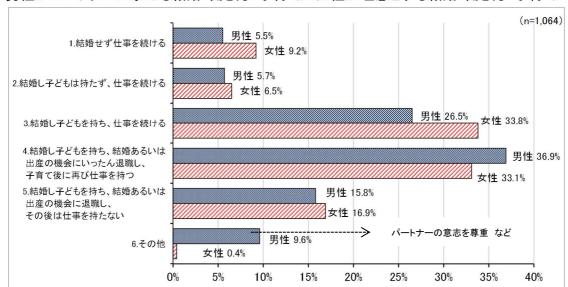
男女ともに、約9割が「いずれ結婚するつもり」と回答しています。また、女性の生き方について、「結婚し子どもを持ち、仕事を続ける」や「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」といった回答が多く得られました。

希望する子どもの人数については、「2人」が最も多く、最初の子どもを持ちたい年齢は25~29歳を中心に、次いで、女性は20~24歳、男性は30~34歳となっています。

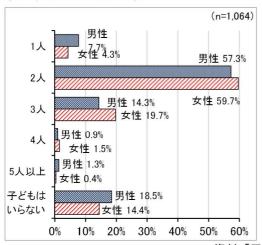
### ■結婚に対する考え



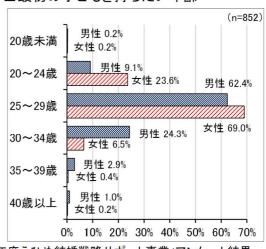
#### ■男性がパートナーに求める結婚・働き方・子育て/女性が理想とする結婚・働き方・子育て



### ■希望する子どもの人数



### ■最初の子どもを持ちたい年齢



資料:「平成29年度えひめ結婚戦略サポート事業」アンケート結果

#### 3 家庭の状況

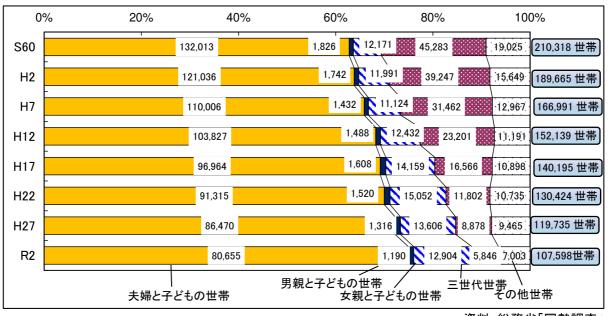
### (1) 核家族化の進行

### ~愛媛県でも核家族化が進行~

本県の 18 歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は、昭和 60 年(1985年)以 降減少傾向にあります。

このうち、本県の18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯(夫婦、男親 又は女親と子どもだけから成る世帯)の割合は、昭和60年(1985年)の69.4% から、令和2年(2020年)には88.1%に増えています。〔図 16〕

### 図 16 愛媛県の 18 歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移

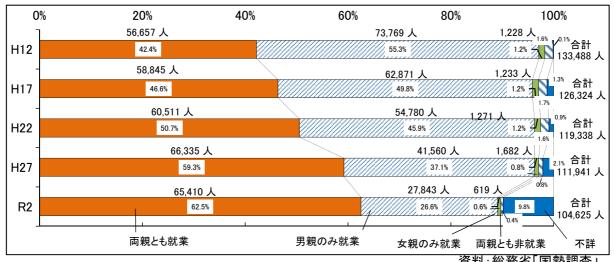


資料:総務省「国勢調査」

### ~愛媛県の6割の子どもの両親は、ともに就業~

本県の夫婦と子どもからなる世帯のうち、12歳以下児童からみた親の就業形態を みると、平成22年(2010年)には両親ともに就業している割合が初めて5割を 超え、その後も核家族の共働き家庭が増加しています。〔図 17〕

#### 図 17 愛媛県の 12 歳以下児童からみた親の就業状況(夫婦と子どもからなる世帯)



資料:総務省「国勢調査」

## TOPIX ~ 保護者の就業状況の変化(愛媛県子どもの生活実態調査の結果)~

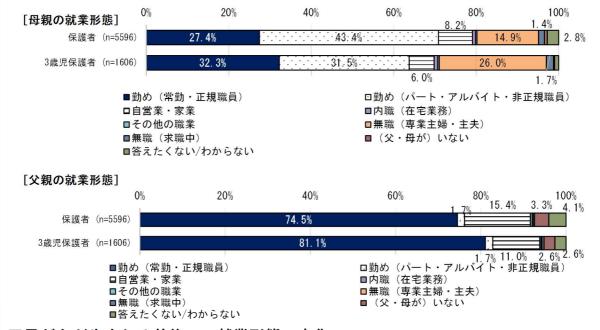
県が令和元年度に調査した結果、「母親の現在の就業状況」について、「就学児童の保護者」は「勤め(パート・アルバイト・非正規職員)」の割合が43.4%で最も高く、「3歳児保護者」は「勤め(常勤・正規職員)」が32.3%で最も高くなっています。

また、「子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化」について、「変わらない」と回答 した割合は、「就学児童の保護者」全体では37.5%ですが、「3歳児保護者」は45.2%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015 年)(25ページ 図 28)では、第1子出生前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合の上昇が見られており、本県でも、同様の変化が生じていると考えられます。 (調査結果概要は、巻末 177ページ以降に添付)

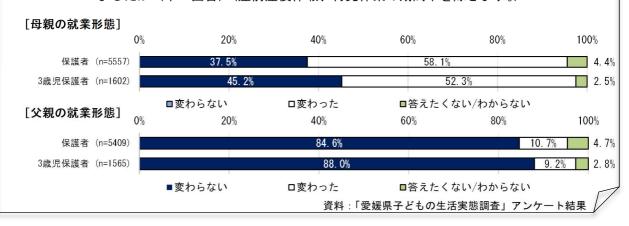
#### ■現在の就業状況

保護者 Q11 お子さんのお母さまとお父さまの現在の就業状況について、もっともあてはまるものをひとつ選んでください(単一回答)※現在、育児休業などで休業中の方は、復職する時の仕事のものをひとつ選んでください。



#### ■子どもが生まれる前後での就業形態の変化

保護者 Q12 子どもが生まれる前後での母親の就業形態の変化:子の年齢層別 保護者 Q12 お子さんが生まれる前後で、お母さまとお父さまそれぞれの就業形態に変化があり ましたか(単一回答)(産前産後休暇、育児休業の期間中を除きます。)

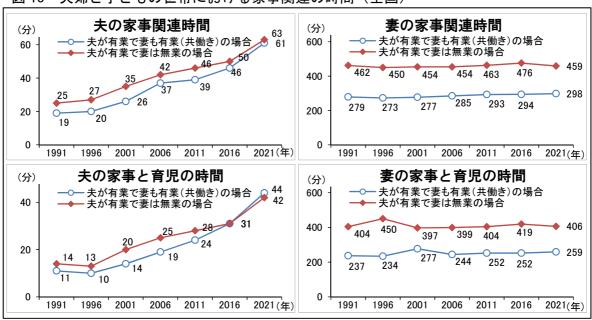


### (2) 男女共同参画の家庭づくり

### ~男女間で家事負担に大きな開き~

夫婦と子どもの世帯において、1日のうちに家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)に充てる状況をみると、夫が家事等に関わる時間は、平成3年(1991年)以降、年々、増加傾向にありますが、令和3年(2021年)には、夫が有業で妻が無業の場合は女性 459 分(7 時間 39 分)、男性 63 分、また、共働きの場合でも女性 298 分(4 時間 58 分)、男性 61 分と、依然として夫婦間に大きな開きがあります。〔図 18〕

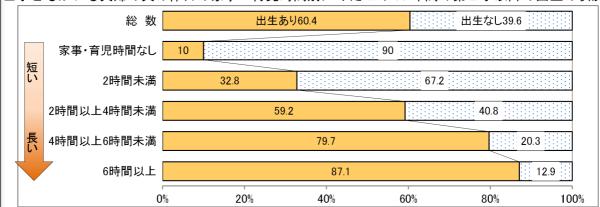
### 図 18 夫婦と子どもの世帯における家事関連の時間(全国)



資料:総務省「社会生活基本調査」(夫婦と子どもの世帯)

TOPIX ~夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い~ 国が行った調査によると、夫が家事や育児に関わる時間が長いほど、2人目以降の子どもが 生まれる割合が高いという結果が出ています。

■子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの13年間の第2子以降の出生の状況



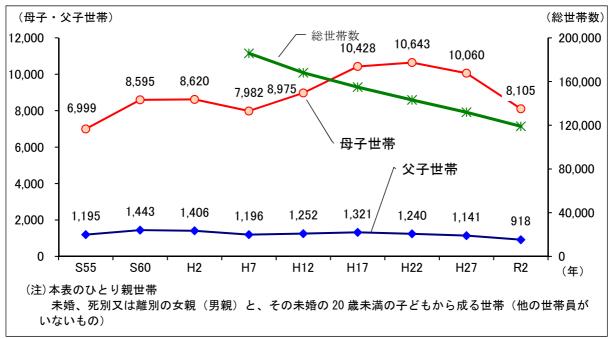
- 資料:厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査」(平成 28 年 11 月公表)調査期間 H14~H27
  - 注 1)対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く
    - ①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦
    - ②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られた夫婦
    - ③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫
  - 注 2)家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。
- 注 3)13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。 ※総数には、家
  - ※総数には、家事・育児時間不詳を含む

### (3) ひとり親世帯の置かれている状況

### ~愛媛県のひとり親世帯の割合は平成23年以降減少傾向~

本県の20歳未満の子どもを持つ世帯数は減少している一方、父親又は母親と子どもからなるひとり親世帯については、昭和55年(1980年)の統計開始以降、増減しながらも長期的には増加傾向にありましたが、平成23年(2011年)以降は減少しています。〔図19〕

### 図 19 愛媛県のひとり親世帯数

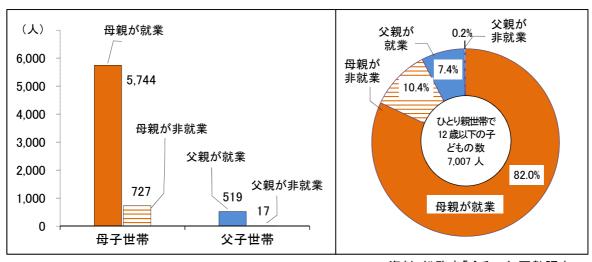


資料:総務省「国勢調査」

### ~愛媛県の母子世帯における12歳以下の子どもの1割は、母親が非就業状態~

本県のひとり親世帯のうち、12歳以下の子どもからみた親の就業形態をみると、 母親が非就業の世帯にいる子どもの数は727人(対象世帯人員の10.4%)、父親が 非就業の世帯にいる子どもの数は17人(同0.2%)です。〔図20〕

#### 図 20 愛媛県の 12 歳以下の子どもからみたひとり親の就業状況(母子世帯、父子世帯)



資料:総務省「令和2年国勢調査」

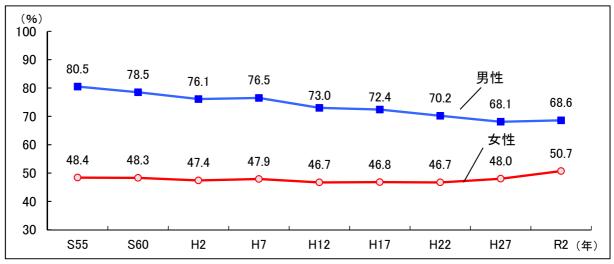
### 4 就労の状況

### (1) 労働力

### ~愛媛県の女性の労働力率は、30代前半に低下するM字型が緩和傾向~

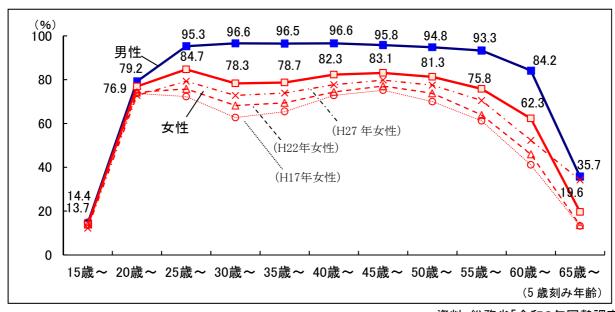
本県の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を男女別にみると、昭和55年(1980年)以降、長期的には男性労働力率が緩やかな低下傾向を示しているのに対し、女性労働力率については、近年は上昇傾向にあります。〔図21〕女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年は、M字の谷の部分が浅くなってきています。〔図22〕

### 図 21 愛媛県の労働力率の推移(男女別)



資料:総務省「国勢調査」

#### 図 22 愛媛県の令和 2 年の男女・年齢階級別労働力率



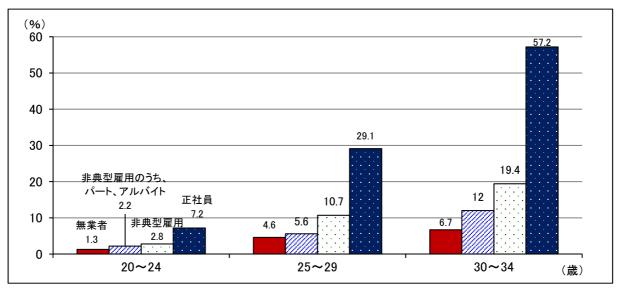
資料:総務省「令和2年国勢調査」

### (2) 就業形態と婚姻の状況

### ~就業形態などによる家族形成状況の違い~

全国調査では、非典型雇用者(正社員以外の働き方をする雇用形態)の有配偶率は低く、30~34歳の男性においては、非典型雇用の人の有配偶率は正社員の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持つ人割合が大きく異なっていることが窺えます。〔図 23〕

### 図 23 就労形態別配偶者のいる割合 (全国・男性)



資料:労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状(2019年)」

### (3) 新規学卒者の離職状況

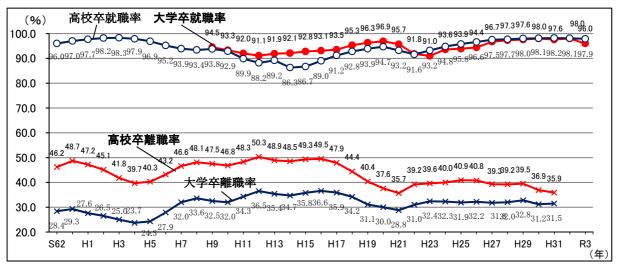
### ~新規学卒者の3割以上は就職後3年以内に離職~

全国調査によると、高校新卒者及び大学新卒者の就職率は概ね8~9割で推移している一方、高校新卒者の3~5割と大学新卒者の3~4割は、就職後3年以内に離職しています。〔図24〕

また、就職後の3年以内離職率を年数別で見ると、1年目での離職が最も多く、 次いで、2年目、3年目となっています。〔図25〕

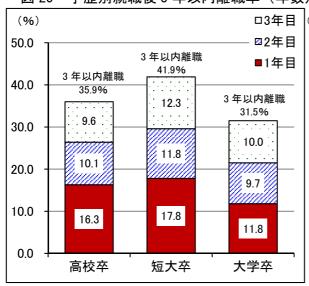
なお、34歳以下の若年者の離職理由は、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が最も多く、次いで「人間関係がよくなかった」となっています。〔図25〕

#### 図 24 新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率(全国)



資料:厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況(平成31年3月卒業者の状況ほか)」

### 図 25 学歴別就職後3年以内離職率(年数別)(全国)



資料:厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況(平成31年3月卒業者の状況)」

(参考) 若年労働者の初めて勤務した会社をやめた主な理由

離職理由	高校卒(%)	大学卒(%)
仕事が自分に合わない	22.2	19.2
自分の技能・能力が活かせられなかった	4.8	8.8
責任のある仕事を任されたかった	1.0	1.9
ノルマや責任が重すぎた	12.4	15.1
会社に将来性がない	12.7	12.9
賃金の条件がよくなかった	26.1	20.9
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	28.7	33.2
人間関係がよくなかった	29.0	21.3
不安定な雇用状態が嫌だった	8.5	6.0
健康上の理由	8.5	7.2
結婚、子育てのため	8.1	12.9
介護、看護のため	1.1	1.1
独立して事業を始めるため	0.4	0.5
家業をつぐ又は手伝うため	0.6	1.7
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	3.8	3.2
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	2.7	2.1
雇用期間の満了・雇止め	4.5	8.8
その他	15.5	15.8
不明	5.1	5.4

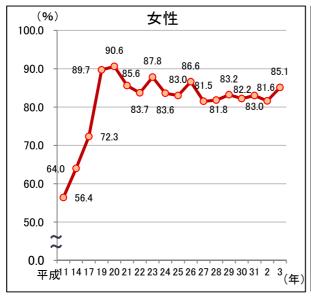
※複数回答 資料:平成30年度若年者雇用実態調査

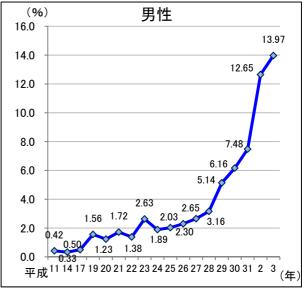
### (4) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

### ~男性の育児休業取得率は、低い水準で推移~

全国の育児休業取得率は、平成 19年(2007年)以降、女性で8割を上回っている一方、男性は急上昇しているものの、約1割にとどまる状況です。〔図 26〕本県でも、男女ともに取得率は上昇していますが、男性は、全国と同様、その割合は低調です。〔図 27〕

### 図 26 全国の育児休業取得率

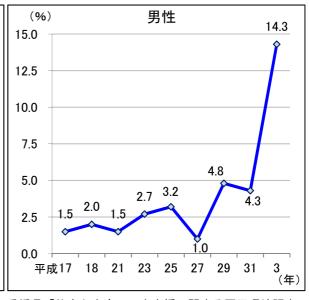




資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」

#### 図 27 愛媛県の育児休業取得率





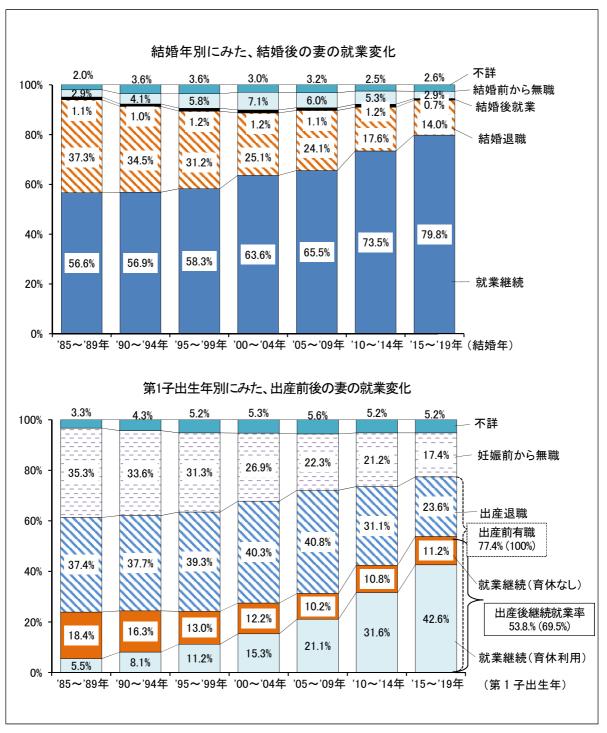
資料:愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

### ~ライフスタイルの多様化により結婚や出産時の妻の就業状態も変化~

全国調査によると、結婚後も就業を継続する妻の割合は6~7割で推移しており、 結婚退職の割合は減少傾向です。

また、第1子出産時における妻の就業変化をみると、育児休業取得率は上昇しているものの、出産前有職者のうち3割が出産退職しており、育児と仕事の両立を行うには依然として様々な課題があります。〔図28〕

### 図 28 結婚や出産期における妻の就業変化(全国)

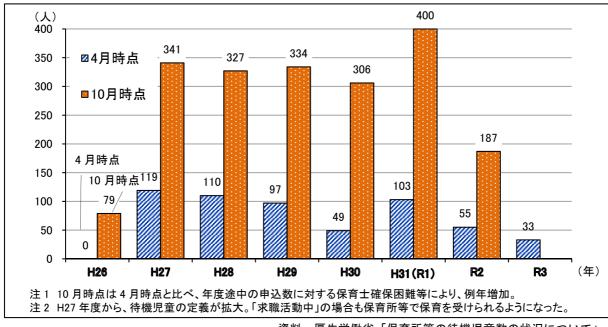


資料:国立社会保障·人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査」

### ~愛媛県の待機児童の状況~

本県の保育所等における待機児童は、令和3年(2021年)4月時点で33人となっています。(図29)

### 図 29 愛媛県の待機児童数(保育所等)



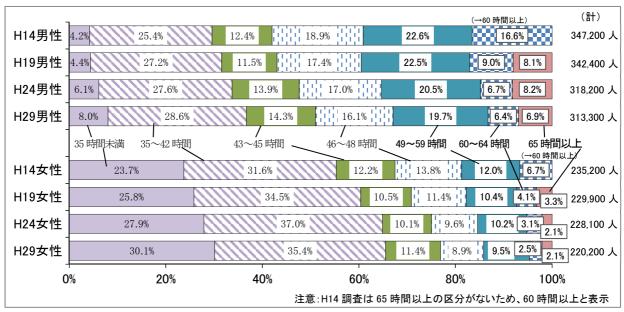
資料:厚生労働省「保育所等の待機児童数の状況について」

#### ~愛媛県の就業時間は男女ともに減少傾向~

本県の平成 14 年と平成 29 年の週間就業時間を比較すると、男女ともに 49 時間以上の長時間労働時間の割合は減少しています。

平成29年(2017年)の男女別で比較すると、49時間以上の就業時間の割合は 男性が33.0%であるのに対して、女性は14.1%となっており、男性の就業時間が長くなっています。〔図30〕

#### 図 30 愛媛県の男女別週間就業時間数の割合 (年間就業日数 200 日以上)



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成14年、20年、24年、29年)

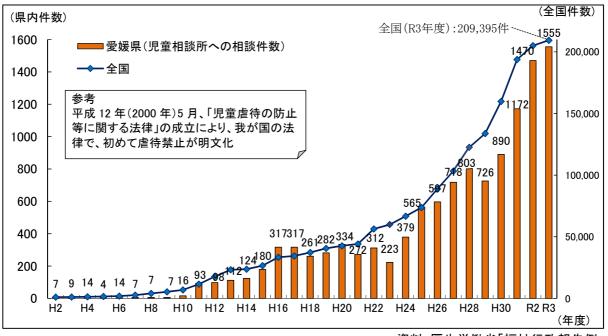
### 5 子どもをめぐる問題

### (1) <u>児童虐待の現状</u>

愛媛県内3か所の児童相談所で対応している養護相談のうち、虐待に関する相談は 近年急速に増加しています。〔図31〕

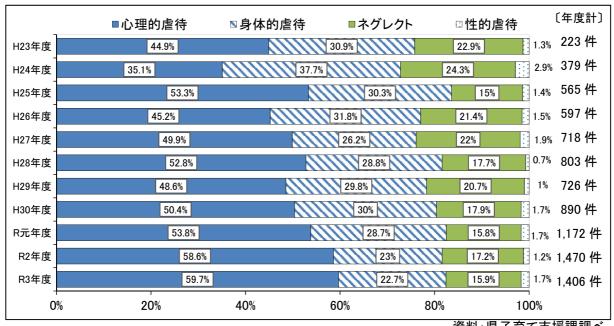
子どもへの虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及びネグレクト(保護の怠慢又は拒否)の4つのタイプに分類され、令和3年度(2021年度)は、心理的虐待が59.7%と半数以上を占めています。〔図32〕

### 図31 養護相談のうち虐待に関する相談件数の推移



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

#### 図32 愛媛県の児童虐待に関する相談件数の内訳の推移



資料:県子育て支援課調べ

### (2) 不良行為少年の現状

本県の不良行為少年の補導人員は、補導活動の強化や少年の行動形態の変化等により、近年、減少傾向にありますが、少年非行の入口と言われる「深夜はいかい」や「喫煙」で補導される少年が、依然として多くなっています。家庭や地域社会の教育機能の低下等により、少年が居場所を見出せず孤立している現状があります。〔図 33〕

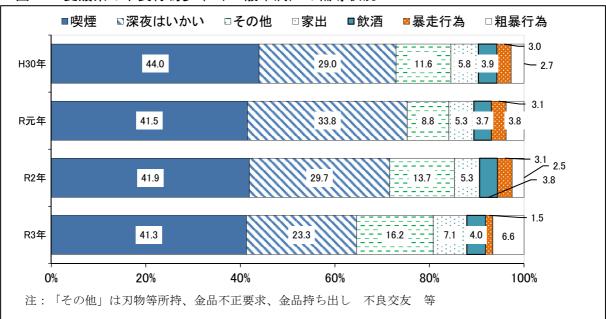


図 33 愛媛県の不良行為少年(20歳未満)の補導状況

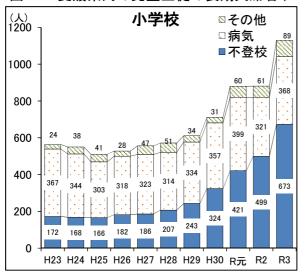
資料:県警察本部「少年非行の概況」を基に作成

### (3) 不登校やいじめなどの現状

### ~愛媛県の不登校生徒の状況~

本県の児童生徒で、30 日以上の長期欠席者のうち、不登校を理由としたものは、 令和3年度(2021年度)は小学校673人、中学校1,560人です。〔図34〕

図 34 愛媛県内の児童生徒の長期欠席者(30 日以上欠席)





※中学校は、H23~H26 年度までは中等教育学校(前期課程)を含まない。

H27~H29 年度までは中等教育学校(前期課程)を含む。

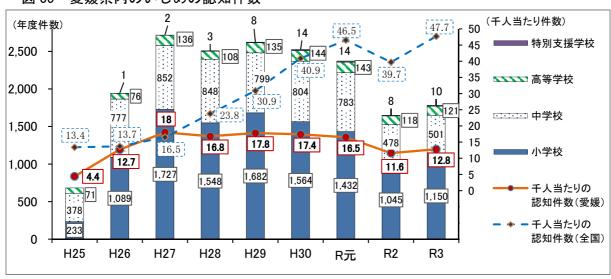
※小中学校いずれも国公私立を含む。

資料:文部科学省「学校基本調査」、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

#### ~愛媛県のいじめの現状~

本県のいじめの認知件数は、令和3年度(2021年度)は1,782件、児童生徒1,000人あたりの件数は12.8件となっています。〔図35〕

図35 愛媛県内のいじめの認知件数



※H26 年度から、文部科学省においていじめの認知に関する考え方を見直し

資料:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

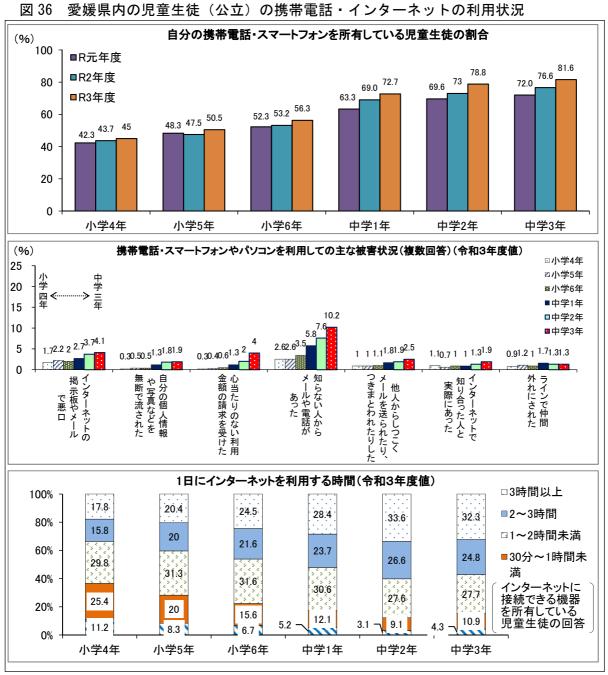
#### ~子どものインターネット等の利用状況~

本県の公立の小学4、5、6年生及び中学生を対象に実施した調査によると、携帯 電話(スマートフォン含む)を所有している児童生徒の割合は、学年が上がるにつれ て高くなっています。

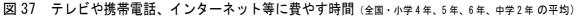
また、携帯電話やパソコンを利用して、インターネット上に悪口を書かれた、知ら ない人からメールが送られてきたなど、何らかの被害にあう事例も見られます。〔図 36)

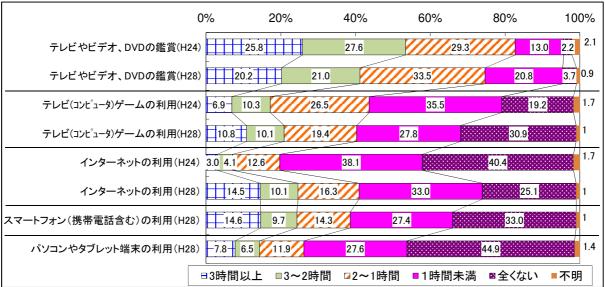
このほか、インターネットを1日に2時間以上利用する割合は、本県では、平成30 年度(2018年度)は2割程度でしたが、令和3年度(2021年度)には5割程度 (中学2年生では6割程度)となっています。〔図36〕

全国調査の結果でも、インターネットの利用時間は増加しています。〔図 37〕



資料: 県教育委員会「携帯電話・インターネット等に関する調査(R3)」



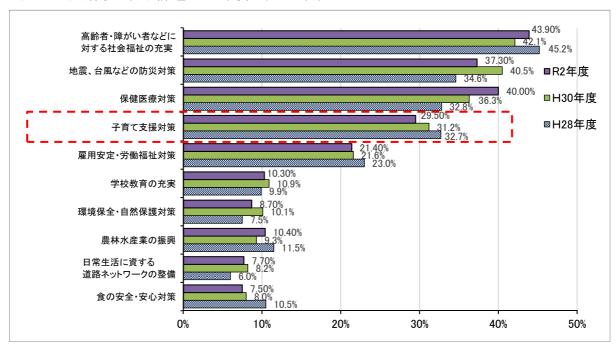


資料:国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」(H24 年度、H28 年度)

### 6 子育て支援対策への要望

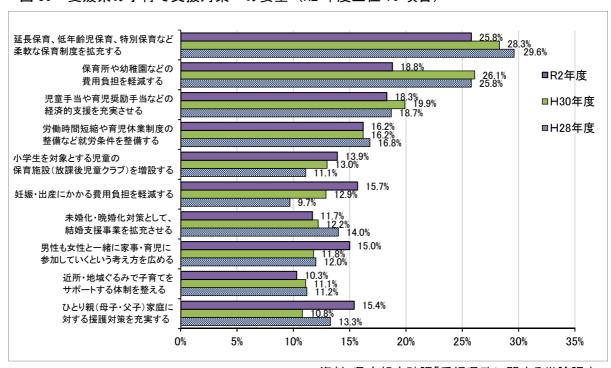
子育て支援対策は、愛媛県民の考える行政課題として高い位置を占めており、具体的には保育制度の拡充、経済的負担の軽減、就労条件の整備などが期待されています。 [図 38、39]

### 図38 愛媛県の行政課題(R2年度上位10項目)



資料:県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

### 図 39 愛媛県の子育て支援対策への要望(R2 年度上位 10 項目)



資料:県広報広聴課「愛媛県政に関する世論調査」

### 7 少子化の影響

### (1)経済面での影響

### ~労働力人口の減少と経済成長への影響~

労働力人口が減少するとともに、労働力人口に占める高齢者の割合が高くなることで、労働力供給の減少が懸念されています。

高齢者の増加は、一般的に貯蓄を取り崩して生活する人の増加ともみられることから、貯蓄率の低下が予想されます。そして投資資金へ回るお金が減少することが見込まれます。その結果、投資資金不足から労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下が懸念されます。

### ~社会保障負担の拡大による生活水準への影響~

人口に占める高齢者の割合が高まることにより、年金・医療・福祉などの社会保障 の分野における負担増大が見込まれています。

これにより、現役世代への税・社会保険料等の負担は増大し、手取り所得が減少することとなり、生活水準の維持が困難になることも懸念されます。

### (2) 社会面での影響

### ~地域における過疎化の進行による影響~

総人口の減少と高齢化の進行により、市町によっては現役世代人口の著しい減少も起こりうるものと考えられます。現役世代人口の著しい減少は、集落機能の崩壊を招くだけでなく、地域コミュニティ活動の維持に支障を来たすことも考えられます。

その結果、場合によっては介護保険や医療保険などの基礎的な行政サービスの提供が困難になること、道路や河川、田畑、山林などの社会資本や自然環境の維持管理が困難になることなどが懸念されます。

#### ~子どもの健やかな成長への影響~

子どもの数の減少による子ども同士の交流機会の減少や親の過保護・過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されます。